



テミス通信

第 21 号 / 2016年5月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



阪神野田駅前の藤

2016年4月14日から始まった熊本・大分県にまたがる地震で、被害に遭われた皆さま、そのご親族の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。大勢の方々の尽力によって、ライフラインも改善してきたと聞いていますが、それでも、家屋の倒壊、不自由な生活、将来への不安、また大きな揺れを体験したことによる心に受けた傷と、今後も、場面に応じた支援を継続することが必要です。私共も、災害に起因する法律問題について、司法書士会の活動を通じて、お役に立ちたいと思います。

テミス通信 第21号、お届けします。

(佐井恵子)

シニアのお悩み、法律問題ワンストップサービス

この度、平成27年度小規模事業者持続化補助金に応募しました。司法書士に補助金は無関係と
思っていましたら、応募資格があると分かり、今期、佐井司法書士法人は、従来の、相続・遺言、
成年後見、会社法務（種類株式）といった業務の延長線上に、信託の提案を据えて、

「シニアのお悩み、法律問題をワンストップで解決すること」を目指す
ため、「信託の良さ」を知って頂く活動に力を入れてまいります！
補助金の応募がきっかけでしたが、応募の諾否に関わらず進めて
いきます。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



地震や災害に備えて

日本中、どこにいても地震の被害からは逃れられないと言います。そこで、予め、知っておけば安心できることや、何もしないで困ったことにならないための話など、司法書士の立場でお伝えします。

権利証(登記済証や登記識別情報通知)を紛失。所有権を失いますか？

阪神淡路大震災でも、権利証を取りに戻って、余震の被害にあうということがありました。所有権を失うことはありませんので、安心して下さい。

権利証は、本人が登記の申請をしていることを担保するために、印鑑証明書と併せて法務局に提出することで、所有者であることを証明するものです。権利証が無くなってしまったとしても、法律で、他の証明方法を定めていますので、所有権移転登記や抵当権設定登記を行うことができます。

それでも、心配です。不正な登記を予防する方法はありませんか？

不正登記防止申出制度があります。差し迫った危険がある場合に、法務局に申出をします。3ヶ月以内に何らかの登記が申請された時、申出人に通知されるので、知らない間に登記されることを防ぐことができます。

建物が地震によって倒壊。法律的な措置は必要でしょうか？

被災状況についての被害認定を受け、同時に現地状況を撮影しておく必要があります。また、市町村の税務課に、倒壊した旨の届出をします。

建物が全壊した場合、滅失登記をしないでおくと、新たに建物を建てる際に登記ができなかったり、担保として資金を借り入れることができなくなります。もっとも、阪神淡路大震災や東日本大震災においては、予算がついて、職権で登記されました。もう少し待てるなら、様子を見てもよいでしょう。

ローンを組んだ建物が、地震によって被害を受けた。取り壊す前にすることは？

取り壊す前に、被害認定を受け、現地状況を撮影して記録をとっておいて下さい。

修復できる可能性がある時など、被災状況によっては、金融機関との協議が必要な場合もあるので、注意して下さい。

地震以前に亡くなった親名義の建物が倒壊。取り壊してよいでしょうか？

被害認定を受け、現地状況の記録をとった上で、戸籍等で相続人の確定をし、遺産分割協議を書面にして下さい。遺産分割協議が整わない場合は、確定した相続人全員の同意のもと、取り壊しを行うことが原則です。

地震によって壊れたマンションのエレベーターは、直ぐに修理できますか？

管理組規約に規定がないかどうか、先ず確認して下さい。原則として、エレベーターは、法定共用部分となり、組合員の決議によって修理や修繕費用の負担を決定することになります。

区分所有者に相続が発生していたり、疎開していて連絡が取れない場合など、難しい問題です。マンションの高層階にお住まいの方は、一度、管理組規約を確認してはどうでしょうか。

紛失した公正証書遺言は再発行してもらえますか？

平成元年以降に作成した公正証書遺言については、全国どこの公証役場においても検索してもらえます。誰でも検索してもらえる訳ではありませんのでご相談下さい。ご本人からの申出に対しては、遺言書謄本を請求することができます。平成元年より前に遺言した場合でも、その役場であれば、保管されています。



親名義の建物が一部倒壊。子が資金を出して改築するときは？

増築部分が既存建物の一部となって、別個独立の存在を有していない場合、民法の規定によって、その増築部分は既存建物の所有者のものとなってしまう、その結果、建物の価値は増加します。そのままにしておくと、

子の出捐によって価値が上がった分だけ、子から親に贈与があったものとみなされ、**贈与税が発生する恐れ**があります。通常、親から子に、**持分の移転登記**をします。

空き家にすると家が傷むし、倒壊すれば迷惑になるが、他人に賃貸して返ってこないのも心配……

リフォームした上で、**契約更新のない定期借家契約**をする方法があります。

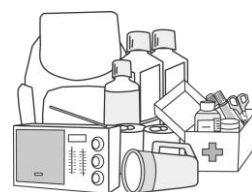
リフォームする費用を出したくないという場合、信託会社に預けて(信託して)、リフォームの資金集めや、賃借人を探して賃貸借契約を結んでもらい、配当を受取る方法もあります。何年か後には、リフォームした建物が所有者のもとに戻ってきます。

地震の影響で、会社の定時株主総会の開催ができない。税務申告期限にも間に合わない!?

東日本大震災のおり、法務省から、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況の会社については、事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならないと解されるとの見解が示されました。今回の地震においても、同様に解されると思われます。

国税庁のHPによれば、熊本県に納税地を有する納税者については、平成28年熊本地震が発生した平成28年4月14日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

(佐井恵子)



会社法施行から10年経ちました

皆様は10年前のことを覚えていますか。

私は、10年前というと大学に入学した年で青春?真っ盛りでした。10年後のことなど何も想像できず、将来自分が司法書士をしているとは思っていませんでした。10年間を振り返るとあつという間な気もしますが、多感な時期だった為か個人的には長かったなという印象の方が大きいです。

社会環境がめまぐるしく変わる中、会社を経営されている社長様も、10年後のことを正確に予測することは難しいのではないのでしょうか。何故こんな話をするかというと、実は、平成18年5月1日に会社法が施行され、今年5月で10年目を迎えることとなります。これは、会社の根幹を定める重要な改正でした。今回は、会社法改正10年を機に会社について重要なお知らせをしたく記事にしました。

①株式会社「迫る役員任期」

10年前の重要な改正のひとつが役員の任期が自由化されたことです。

それ以前は、株式会社の取締役の任期は2年と決められておりました。会社法の改正によって、株式会社のうち非公開会社(※)では、定款で役員の任期を最長10年まで伸長することができるようになり、法改正当時、**最大限伸ばした役員の任期も本年で任期の満了を迎えます。**

(※)非公開会社・・・全ての株式の譲渡について、株式会社の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社。

登記を忘れると罰金のようなもの(過料といいます。)が社長様宛に課されます。厳しいですが、10年ぶりだから忘れたという言い訳は通用しません。

さらに、**最後の登記から12年間放置すると休眠会社とみなされ、登記官の職権により解散登記がされてしまいます。**解散登記がされてしまうと会社の営業活動ができなくなってしまいますので、順調に事業をしている会社にとっては罰金以上に注意が必要です。

定款の自由化と自己責任の増大ということでしょうか。

②社長の急逝で会社が解散!?

10年前の改正で変わった、二つ目の重要な話は、持分会社です。持分会社とは、合名会社、合資会社、合同会社の3つを指します。この3つの会社には株式という概念がないため、株主はいません。持分会社には、株主の代わりに「社員」という人がいます。社員とは法律用語で出資者兼経営者のことです。

株式会社の場合には、株主が死亡した場合には相続が発生し、相続人が株式を承継しますが、持分会社の場合、この社員は死亡しても、権利が相続人に当然に承継されないという大きな違いがあります。一人で立ち上げた合同会社が、社長にもしものことがあると、会社が解散してしまい事業がストップしてしまうということです。

10年前の会社法改正において、定款で社員が死亡した場合は相続人が地位を承継する旨を定めることで、これを防ぐことができるとされました。

(ここからは少しニッチな話になりますが)

旧商法時代、無限責任社員は死亡しても相続人が地位を承継できず、定款で承継する旨定めることができるとされていました。一方、有限責任社員は、定款の定めがなくとも、死亡したときは当然に相続人が地位を承継できるとされていました。

そのため、特に有限責任社員を有する合資会社は、10年前に定款にこの承継規定を入れる定款変更をしないと、それまで相続人が当然に地位を承継できたところが、会社法の改正で、できなくなってしまいました。念のため今一度自社の定款を確認してみてください。

③有限会社は、ほったらかし??

10年前の改正で、有限会社は新たに設立することができなくなりました。株式会社との大きな違いは、役員任期を定めなくともよいことです。そのため、役員任期に注意していただく必要はありません。

しかし、司法書士の業務をしていると、有限会社は別の部分で必要な登記手続きが抜けてしまっていることが多いというのが実感です。というのも、有限会社の場合、社長様に限らず、取締役全員の住所が登記簿に記載されるため、転居の際にすべき住所移転の登記が長年行われないままとなっていることがよくあります。

また、有限会社は10年前の会社法改正の際に、定款の記載内容が多岐にわたり変更されています。ところが、定款は未だに古いままという会社が多いのではないのでしょうか。

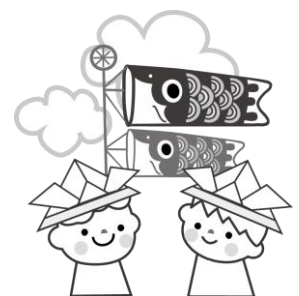
任期がないため、私たち司法書士が定期的に関わる事がなく、そのまま現在に至ってしまっているというのが実情ではないのでしょうか。

うちの会社は大丈夫だろうかと不安に思われたら、お気軽にご相談ください。

この10年間色々なことがあり、会社の状況も大いに変わっていることと思います。昨年度も会社法の一部改正がありました。役員任期に限らず、会社の定款見直し等、ほとんどの会社には、変更を検討すれば会社経営にメリットとなる箇所がきっとあるはずです。

登記手続きのみのお手伝いではなく、会社にとって良い道筋を示せるよう一緒に歩んでいきたいと考えておりますので、こんなこと聞いてもいいのかなという些細なことから、遠慮なくお気軽に相談してください。

(山添健志)



スタッフ紹介・拡大版 ～今年のGWは？～



香川県旅行

GW前半は、香川県でうどんを食べたり、イルカとふれあったり、栗林公園を散策したり。中盤は、家族でバーベキューをしました。

後半は、昔のアルバイト仲間とゴルフを楽しみました。(一向にうまくなりません…)

(司法書士 山添健志)



劇団☆新感線 観劇

劇団☆新感線の舞台「乱鶯」を観に行きました。新感線の作品には珍しく正統派時代劇で、ちゃんばら好きの私は大満足！

主人は舞台初観劇でしたが、相当面白かったらしく大興奮でした。今後は夫婦共通の趣味になりそうです！！
(事務局 中村佐和子)



日常生活

今年のGWは、お休みがとんでいたせいか…子ども達も普通に学校・部活と、世間のGWニュースも何処吹く風の、全く通常の日

モードでした。でも、土日が何回も来たような感覚で、ちょっぴり得たような嬉しいお休みでした。
(事務局 門垣佳代子)



道後温泉

今年から松山で生活している妹の案内で松山観光に行きました。道後温泉本館は外観の写真だけ撮って違う温泉に入る、松山城は

かたくなに拒まれる……しかしさすが地元民(期間限定)おすすめの松山グルメは絶品でした。
(事務局 佐井陽子)

ご近所探訪 ～のだふじ編～

今回は福島区海老江の野田阪神駅前広場にある「のだふじ」です。実は9ヶ月前から福島区民となり、区の花が「のだふじ」だとは知っていましたが、実際に見たことはありませんでした。そんな4月某日の朝、駅前広場にカメラで何か撮っている人達が大勢いるので見れば、そこには見事な藤(学名のだふじ)の花が！！毎日通っているのに全く気付きませんでした……偶然にもその日テミス通信会議でご近所探訪のテーマがのだふじに決まり、これまた偶然にもその日の夜にのだふじのライトアップがあるとのことで取材をしてきました。



「野田の藤」は鎌倉時代初期から繁茂し、「吉野の桜、野田の藤」と和歌に詠まれるまでの名所となりました。第二次大戦の空襲で焼失しましたが、昭和43年頃から役所や地域住民の復興活動によって、平成7年には区の花に制定されました。それからは町おこしの一端を担うようになり、現在では毎年ののだふじのイベントも開催されています。毎年4月中旬から5月初旬にかけて見頃を迎えます。のだふじマップも配布されているので、是非、いらして下さい。
(中村佐和子)

第3回・すごワザ選手権 開催!

去る4月18日、今年もやってきました凄技選手権! 所員のパソコンの技を披露して、事務所内全体のパソコンスキルを向上しようと始めた大会も3回目を迎えます。例年通り、審査員長としてEmission株式会社・代表取締役浅井勝正氏をお招きし、井上秀直司法書士も参戦されました。今年は、優勝に加えて、過去2回大会の中から、業務に役立っている技を披露した人を、投票により選出し貢献賞とすると、佐井所長から発表されていました。

6名の凄技披露が終わり、厳正な審査の結果、門垣さんが、日常の業務での疑問点から操作方法を調べ辿り着いた技であることを評価されて優勝。事務局の佐井さんは、便利なショートカットキーの紹介に対して貢献賞に選ばれました。



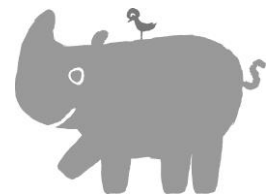
第4回凄技選手権に向けて、また頑張ります! (中村佐和子)

テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを取集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。七転八起 岸本正明様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様、澤田和也様、その他匿名希望様。ありがとうございました! 確かにお預かりしました!



テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・熊本城の石垣が崩れた映像に、仕事を兼ねて、熊本へ家族旅行に行ったことを思い出しました。確か、阪神大震災の年の4月頃、家族が無事であったことを喜びながらも、街には、まだまだ震災の傷跡が残っている、そんな時期でした。被害に遭われた方は、将来、どうなるのかと不安な気持ちを抱えていらっしゃると思います。余震が収まり、熊本に一日も早く、日常の生活に戻ることを、心よりお祈りしています。
- ・4月17日(日)門真ルミエールホールにて、ヴァイオリン・チェロの発表会に出ました。今年は、ヨーヨー・マの演奏で有名な、「リベル・タンゴ」。cello 2台とピアノのアンサンブルは、先生2人と合奏できる発表会の本番が一番楽しみで、「楽しい気持ちが、会場に伝わっていました!」そんな言葉をいただきました。また頑張ります!
- ・事務所から、タイガースvsヤクルト戦を甲子園球場で観戦。それはもう、寒くて!でも、地味な試合運びながら、勝利の六甲おろしを歌うことができ、今年は、幸先が良さそうです。恐るべき「雨男」ならぬ「敗戦男」と一緒であったにも関わらず・・・
(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>